

身体等に障がいのある方のための 自動車税等の減免についてのお知らせ

(令和3年度)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、減免申請の提出期限を通常より1か月延長しています。

【申請期間】

令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水)

※ 新車又は一時抹消登録されている中古車の登録の際の自動車税申告時に減免申請するものを除く。

福島県では、身体に障がいのある方、知的障がい・精神障がいのある方のために使用される自動車で一定の要件に該当するものについて、納税義務者の申請により「自動車税種別割」及び「自動車税環境性能割」の全額（又は月割相当額）を減免する制度を設けています。

※ 軽自動車の場合は、「自動車税環境性能割」を「軽自動車税環境性能割」と読み替えてください。

※ 「軽自動車税種別割」の減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

1 減免の対象となる障がいの範囲

身体障がい者の方は身体障害者手帳、知的障がい者の方は療育手帳、精神障がい者の方は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者の方は戦傷病者手帳により判断します。

(1) 身体障がい者の方（身体障害者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲											
	身体障がい者の方が自ら運転する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方 または常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 が い	●	●	●	●			●	●	●	●		
聴 覚 障 が い		●	●					●	●			
平衡機能障がい			●						●			
音声機能障がい <small>(喉頭輸出による音声機能障がいがある場合に限る。)</small>			●									
上 肢 不 自 由	●	●					●	●				
下 肢 不 自 由	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体 幹 不 自 由	●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障がい	上肢機能	●	●				●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●		
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる 免 疫 機 能 障 が い	●	●	●	●			●	●	●	●		

(注) 2つ以上の障がいがある場合には、総合判定による級別により判断します。

(2) 戦傷病者の方（戦傷病者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方 または常時介護する方が運転する場合
視 覚 障 が い	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴 覚 障 が い	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音声機能障がい <small>(喉頭輸出による音声機能障がいがある場合に限る。)</small>	特別項症から第2項症	
上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓、 ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(注) 旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

(3) 知的障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲
	知的障がい者本人、知的障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
療 育 手 帳	A (重度)

(4) 精神障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲
	精神障がい者本人、精神障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級 (注) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている方に限る。

2 減免の対象となる自動車

(1) 減免の対象となる自動車税種別割又は自動車税環境性能割

ア 新車を購入する。

区 分		種別割	環 境 性能割
減免を受けている自動車、軽自動車がない		○	○
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	○	○
	2 所有権移転登録する	/	○
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する	/	○
現在減免を受けている軽自動車について	1 検査証を返納する	○	○
	2 検査証の所有者を変更する	/	○
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する	/	○

イ 一時抹消登録されている中古車を購入する。

区 分		種別割	環 境 性能割
減免を受けている自動車、軽自動車がない		○	●
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	○	●
	2 所有権移転登録する	/	●
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する	/	●
現在減免を受けている軽自動車について	1 検査証を返納する	○	●
	2 検査証の所有者を変更する	/	●
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する	/	●

ウ ナンバーのついている中古車を購入する。

区 分		種別割	環 境 性能割
減免を受けている自動車、軽自動車がない		/	●
現在減免を受けている自動車について	1 抹消登録する	/	●
	2 所有権移転登録する	/	●
	3 所有権が留保されている自動車の使用者を変更する	/	●
現在減免を受けている軽自動車について	1 検査証を返納する	/	●
	2 検査証の所有者を変更する	/	●
	3 所有権が留保されている軽自動車の使用者を変更する	/	●

(注1) ●は自動車税環境性能割が課税される場合のみ該当となります。

(注2) 減免を受ける自動車は、**身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限り**ます。そのため、既に減免を受けていて、新たに自動車を取得する場合には、新しい自動車を登録するまでに、減免を受けている自動車の抹消登録等の手続きを済ませた上で減免の申請を行ってください（申請の際に抹消登録等を確認できる書類を提示していただくことになります。）。

なお、減免を受けていた自動車の抹消をせず
に所有権移転登録がされた場合は、自動車税種別割の減免は翌年度から対象となり、翌年度の納期限までに改めて申請することになります（自動車税環境性能割の減免を受けていた場合を除く。）。

エ 自動車を複数台所有している。

減免を受けている自動車を含む複数台の自動車を所有している方が、年度の途中で減免を受けている自動車を抹消した場合は、他の自動車で申請の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額の減免を受けることができます。

(2) 自動車の使用目的

区 分	使 用 目 的
身体障がい者(戦傷病者を含む。)、知的障がい者又は精神障がい者本人が運転する場合	制限はありません。
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にされる方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通勤、通所又はその生活のために携わっている業(生業)のために使用する場合に限られています。(注)
身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常時介護される方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通勤、通所又はその生活のために携わっている業(生業)のために一年以上継続して週三日以上使用する場合に限られています。(注)

(注) 「生計を一にされる方」又は「常時介護される方」が運転する場合には、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要です。証明書の交付については、4ページの(3)の交付機関にお問い合わせください。

(3) 自動車の所有者(自動車税種別割、自動車税環境性能割の納税義務者)

区 分	減免となる自動車(軽自動車も含む。)の所有者(所有権が留保されている自動車にあっては使用者)
18歳以上の身体障がい者(戦傷病者を含む。)のために使用する自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する自動車	身体障がい者又はその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する自動車	知的障がい者又はその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する自動車	精神障がい者又はその方と生計を一にする方

(4) その他

ア 減免が受けられる自動車は、県内ナンバーで個人名義の自家用自動車(車検証に「自家用」と記載されている自動車)に限ります。

イ 運転免許証の条件(「オートマチック車に限る」等)に合致した自動車でなければなりません。

ウ 車検証の有効期間が満了したまま更新されていない場合には、減免を承認できません。

3 減免申請の手続き等

(1) 減免申請書の提出期限及び提出先

所有(購入)区分	手帳交付区分	提出期限	提出先
4月1日(午前零時)現在所有(所有権留保付の場合は使用)している自動車について減免申請する場合(自動車税種別割のみ)	身体障害者手帳等の交付が4月1日より前の場合	納期限まで (令和3年度は6月30日まで) (※注1)	住所地を管轄する 地方振興局県税部
	身体障害者手帳等の交付が4月1日以降の場合	当該年度の2月末日まで(※注2) (申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。)	
新車を購入する場合 又は 一時抹消登録されている中古車を購入する場合 又は 年度の途中で中古車を購入する場合(自動車税環境性能割が課せられる場合のみ申請が必要となります。)	身体障害者手帳等の交付が自動車の登録日以前の場合	運輸支局等に新規、移転又は変更の登録を行うとき (※注1)	県北地方振興局吉倉出張所、 いわき地方振興局内郷出張所 なお、登録前に住所地を管轄する地方振興局県税部において申請の際に提示が必要な運転免許証の事前確認を受けることができます(事前確認を受けた場合は申請時の免許証の提示が不要になります。)
	身体障害者手帳等の交付が自動車の登録日の翌日以降の場合	当該年度の2月末日まで(※注2) (申請日の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。) (自動車税環境性能割は減免できません。)	

(注1) 自動車税種別割については、減免申請書を提出期限後に提出された場合でも、申請日の翌月以後の月数に応じて税額の月割相当額を減免します(申請日の属する月までの自動車税種別割については納付いただくこととなります。)

自動車税環境性能割については、減免申請書を提出期限後に提出された場合は減免することができませんので、必ず提出期限までに提出してください。

(注2) 減免申請ができるのは、自動車税種別割又は自動車税環境性能割の納税義務がある場合に限り(3月申請の場合は、当該年度の自動車税種別割の月割課税が発生しないため、減免申請は4月以降に行ってください。)

(2) 減免申請に必要な書類等

区分	提出書類 (コピー不可)			提示書類 (コピー不可)							(コピー可)
	性能割減免申請書 (※1)	自動車税種別割・自動車税環境 生計同一証明書 (※2)	常時介護証明書	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給者証(※2)✓	戦傷病者手帳	運転される方の運転免許証(※3)	自動車検査証	既に減免を受けている自動車がある場合に限り、 既減免車の抹消・移転登録等を確認できる書類
身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は、精神障がい者の方自ら運転する場合	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
生計を一にする方が運転する場合	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
常時介護する方が運転する場合	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (※1) 軽自動車税環境性能割の減免申請書については、「自動車税種別割・自動車税環境性能割減免申請書」を読み替えて使用します。
- (※2) 精神通院医療に係る自立支援医療受給者証に限りです。
- (※3) 運輸支局等に新規、移転、又は変更の登録を行うときに減免申請する場合で、事前に地方振興局県税部において確認を受けている場合は、運転免許証の提示は不要になります。
- (※4) 所有権が留保されている自動車にあっては使用している場合。
- (注1) ○…必ず提示、提出又は持参する必要があるもの。
 ○…該当するもののみ提示が必要となるもの(複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示してください)。
- (注2) 車検証及び運転免許証については、有効期限内のものに限ります。

(3) 生計同一証明書(身体障がい者等のために運転する旨の証明書)又は常時介護証明書の交付機関

手帳の種類等	市にお住まいの方	町村にお住まいの方
身体障害者手帳	市福祉事務所	町村役場(担当課)
戦傷病者手帳	市福祉事務所	県保健福祉事務所
療育手帳	市福祉事務所	町村役場(担当課)
精神障害者保健福祉手帳	市福祉事務所又は市保健所	町村役場(担当課)

- (注1) 証明書の交付を受けるために必要な書類については、交付機関にお問い合わせください。
- (注2) 証明書の有効期間は、発行日から2か月間です。

(4) 障がい者の方と生計を一にする、別居の家族の方が運転する場合の手続きについて

障がい者の方と生計を一にする、別居の家族の方が当該障がい者の方のために運転する場合、次の必要書類等により生計を一にしていることが確認できる場合は、生計同一とみなし、減免の対象とします。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。

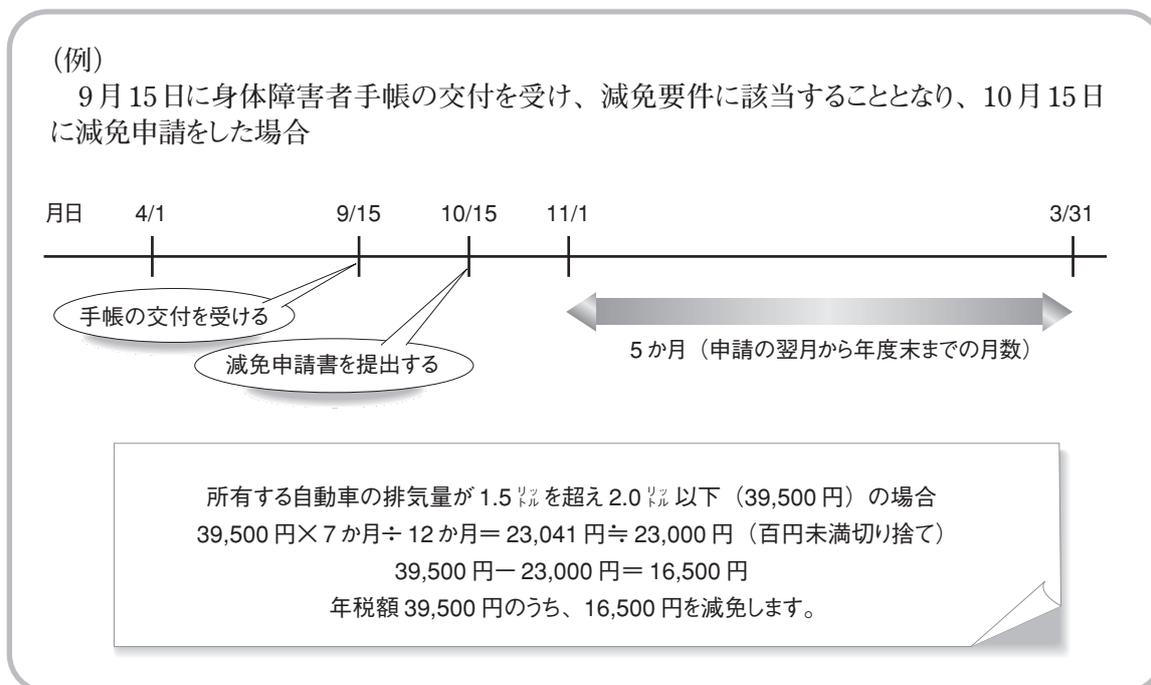
○必要書類等

	必要書類
①続柄を証する書類	・戸籍謄本 ・住民票謄本 ※ 発行日から2か月以内のもの(コピー不可)
②生計を一にすることを証する書類	・扶養関係の記載及び税務署の受理印がある確定申告書の写し(電子申告の場合、受信通知の写しを添付すること) ・扶養関係の記載がある源泉徴収票の写し ・扶養関係の記載がある健康保険証の写し ・扶養関係の記載及び市町村の受理印がある市町村民税・県民税申告書の写し ・給与支払者の印がある扶養控除等異動申告書の写し など
③障がい者のために運転する申し立て	・減免申請書兼申立書

4 自動車税種別割の月割減免 (自動車税環境性能割の月割減免はありません。)

年度の途中に身体障害者手帳等の交付を受けるなど、新たに減免要件に該当することとなった場合（提出期限後に申請書が提出された場合も含む）は、申請日の翌月以降の月数に応じ、税額の月割相当額を減免します。

※ 減免申請ができるのは、自動車税種別割の納税義務がある場合に限りです。



5 自動車税種別割の減免に係る翌年度継続の手続

(1) 身体障がい者等に係る自動車税種別割の減免を受けるためには、毎年減免申請が必要ですが、申請者の利便性に配慮するため、12月末日現在において、自動車税種別割又は自動車税環境性能割の減免を受けた自動車の登録の状況等に変更がない方には、翌年1月下旬に「減免を受けた自動車の現況報告書」をお送りしています。この「現況報告書」を2月末日までに所管の地方振興局県税部に提出し、減免要件事項に変更がないと認められる場合には、5月下旬に当該年度の自動車税種別割の減免承認通知書をお送りします。

また、1月から3月の間の自動車の登録の際に自動車税種別割又は自動車税環境性能割の減免を受けた方、もしくは1月から2月の間に申請をして月割で自動車税種別割の減免を受けた方については、3月末日までに障がい者の方等の状況に変更がない限り、特に手続きをしなくても同様に減免承認通知書をお送りします。

なお、1月から3月の間に現況報告書による報告内容や障がい者の方の状況等に変更が生じた場合には、必ず所管の地方振興局県税部へご連絡ください。

※ 期日までに「現況報告書」の提出がない場合や提出しても減免に該当しない場合には、5月に当該年度の納税通知書が送付されることとなります。

(2) 減免要件事項に変更がある場合（減免を受ける自動車や運転者を変更する場合、障がいの内容に変更がある場合など）には、(1)による減免手続きは適用されませんので、翌年度、納期限までに新たに減免申請をすることとなります。

6 減免の判定時期

「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、次の時点での状況等により行います。

- (1) 毎年定期的に課税される自動車税種別割については4月1日（賦課期日）の状況
- (2) 自動車の登録時に課税される自動車税種別割・自動車税環境性能割については登録の際の現況
- (3) 4月1日（賦課期日）以降に身体障害者手帳等の交付を受けた場合、又は自動車を取得した後に申請があった場合には、申請日の現況

7 その他

- (1) 身体障がい者の方等に対する自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免制度は、各都道府県により内容（認定の要件等）が異なっています。
- (2) 転入してきた自動車で、転出前の都道府県において、法令等に基づき自動車税種別割が課税されていない場合（非課税車、課税免除車等）は、新所有者に月割計算により自動車税種別割が課税されます。
- (3) 本県では、このほかにも次のような自動車に対する減免制度を設けています。
 - ア 常時介護を必要とする高齢者又は重度身体障がい者のための入浴の用に供する移動入浴車（自動車税種別割・自動車税環境性能割）
 - イ 専ら身体障がい者等の利用に供するため、特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に構造変更が加えられた自動車（自動車税種別割・自動車税環境性能割）
 - ウ 構造上身体障がい者等の利用に供するための自動車（イと同様に構造変更等が加えられた自動車で身体障がい者以外にも併せて利用される自動車）（自動車税環境性能割）
 - エ 専ら身体障がい者等が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（自動車税環境性能割）
 - オ 身体障がい者等の利用に供する超低床バス（自動車税環境性能割）

～ よくあるお問い合わせ ～

Q. 車検証の名義が障がい者本人でないと減免は受けられないのですか？

A. 車検証に記載されている所有者（※）が、4月1日午前零時現在、障がい者の方本人でなければなりません。

ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のために使用する自動車の場合は、障がい者の方本人と生計を一にする方が所有者（※）であっても対象となります。

※ 所有権が留保されている自動車にあっては使用者

Q. 障がい者本人は申請に行くことができません。代理人でも申請できますか？

A. 代理の方でも減免申請ができます。

障害者手帳や運転免許証など必要なもの（P4参照）を準備し申請してください。なお、委任状は不要です。

Q. 毎年申請に行く必要がありますか？

A. 減免要件事項に変更がない場合は、窓口での申請は不要です。

減免が承認された年度以降の自動車税種別割の減免については、「減免を受けた自動車の現況報告書」による手続きとなりますので、郵送等により期限までに提出してください。

ただし、減免要件事項に変更がある場合（減免を受ける自動車や運転者を変更する場合など）は、前述による減免手続きは適用されませんので、翌年度の4月1日から納期限までに新たに減免申請が必要となります。詳しくは、P5をご覧ください。

Q. 車検を受けるための納税証明書はどうなりますか？

A. 車検用納税証明書は、減免承認通知書と併せて5月下旬以降に順次お送りしますので、大切に保管してください（前年度から継続して減免を受けられる場合に限りです）。

減免に関するお問い合わせ先

自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免に関するお問い合わせは、最寄りの地方振興局県税部までお願いします。

<地方振興局>

振興局	所在地	郵便番号	電話番号	所轄区域
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階	960-8670	(024) 521-2702	福島市、二本松市、伊達市、本宮市 伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	963-8540	(024) 935-1261	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	961-0971	(0248) 23-1519	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	965-8501	(0242) 29-5261	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、 河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字 根小屋甲4277-1	967-0004	(0241) 62-5214	南会津郡
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1丁目30	975-0031	(0244) 26-1127	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	970-8026	(0246) 24-6025	いわき市

自動車税種別割3つの心得

1) 「納税証明書」は車検証と一緒に大切に保管しましょう！

納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は、自動車税種別割納税通知書など一連の用紙にしてお送りします。この通知書で「納期限」又は「延滞金を算出した期間の末日」までに納付いただき、納税証明書の部分の領収日付印欄に押印を受けることにより、自動車の車検の際の納税証明書として使用することができますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

なお、継続して自動車税種別割の減免を受けている方については、5月下旬に当該年度の自動車税種別割の減免承認通知書と併せて納税証明書をお送りします。

2) 転居したら、車も住所変更の登録をしましょう！

住民票を移しても、車検証の住所は一緒には移りません。転居したときは管轄の運輸支局で忘れずに変更登録を行ってください。

※ 道路運送車両法で15日以内の変更登録義務が規定されており、違反すると罰則もあります。

3) 車を譲渡したり、廃車したりするときは、必ず移転・抹消などの登録をしましょう！

自動車税種別割の納税通知書は、法律に基づき毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている車検証に記載された所有者（割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主である使用者）に送付されます。

「他人に譲った」、「車屋に廃車を依頼して持って行ってもらった」など、既に手元のない自動車であっても、運輸支局の登録がそのまま残っていると、自動車税種別割は車検証上の所有者に課税されることになり、トラブルの原因にもなりかねません。